

STEP 4 法人形態について、下記のいずれかを でご選択ください。
①②に該当する場合は、**STEP 5** を必ずご記入ください。

記入例

①資本多数決法人: 株式会社、有限会社、投資法人

STEP 5 実質的支配者の記入が必要です。

②資本多数決法人以外の法人: 合名・合資・合同会社、一般社団、財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人 等

③上場企業、国・地公体、任意団体(町内会、親睦会、サークル・同好会、管理組合 等)

以下の記入は不要です。

STEP 5 法人のお客さまの「実質的支配者」に該当する個人の方(全員)をご記入ください。
 詳しくは、右頁 **別掲①** をご記入ください。

※実質的支配者さまが「国・地方公共団体」、「上場企業およびその子会社」の場合は、その名称と本店所在地をご記入ください。

フリガナ	アキタ タロウ	生年月日(西暦)	
氏名/名称	秋田 太郎	年	月
住所/所在地	〒 県 市 町 丁目 番号		
法人との関係 別掲①	<input checked="" type="checkbox"/> A :25%超の議決権を保有 <input type="checkbox"/> B :25%超の収益配当・財産分配を受ける権利を保有 <input type="checkbox"/> C :出資・融資・取引等により支配的な影響力あり <input type="checkbox"/> D :法人を代表し業務を執行		
国籍	<input checked="" type="checkbox"/> 日本	国名	アルファベット名(NAME)
外国PEPs	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する (注) 外国の重要な地位にある方については、 別掲② をご確認ください。		

フリガナ	アキタ ジロウ	生年月日(西暦)	
氏名/名称	秋田 次郎	年	月
住所/所在地	〒 県 市 町 丁目 番号		
法人との関係 別掲①	<input checked="" type="checkbox"/> A :25%超の議決権を保有 <input type="checkbox"/> B :25%超の収益配当・財産分配を受ける権利を保有 <input type="checkbox"/> C :出資・融資・取引等により支配的な影響力あり <input type="checkbox"/> D :法人を代表し業務を執行		
国籍	<input checked="" type="checkbox"/> 日本	国名	アルファベット名(NAME)
外国PEPs	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する (注) 外国の重要な地位にある方については、 別掲② をご確認ください。		

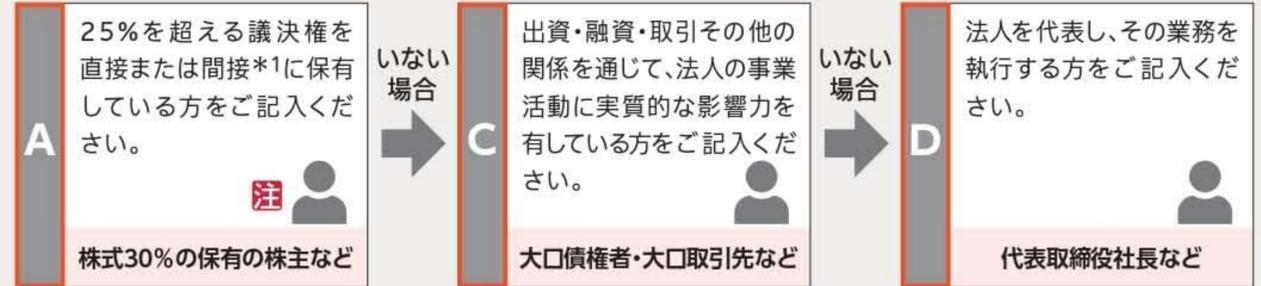
フリガナ		生年月日(西暦)	
氏名/名称		年	月
住所/所在地	〒		
法人との関係 別掲①	<input type="checkbox"/> A :25%超の議決権を保有 <input type="checkbox"/> B :25%超の収益配当・財産分配を受ける権利を保有 <input type="checkbox"/> C :出資・融資・取引等により支配的な影響力あり <input type="checkbox"/> D :法人を代表し業務を執行		
国籍	<input type="checkbox"/> 日本	国名	アルファベット名(NAME)
外国PEPs	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する (注) 外国の重要な地位にある方については、 別掲② をご確認ください。		

STEP 6 ご確認内容は以上となります。同封の返信用封筒に入れ、ご提出をお願いいたします。

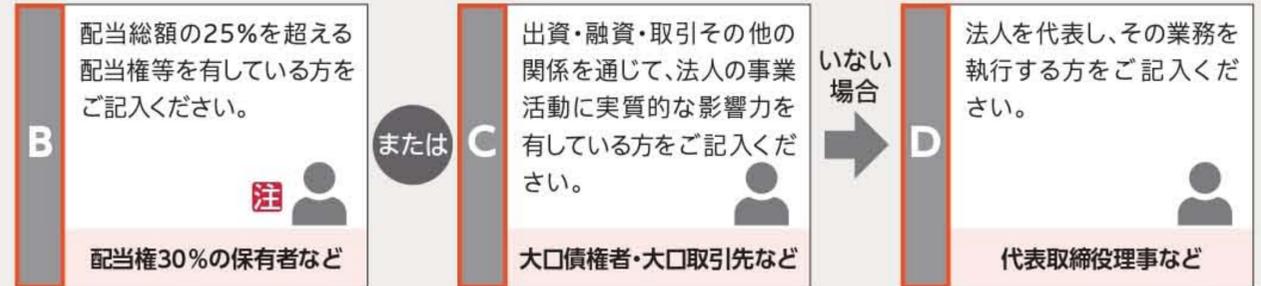
別掲① 法人のお客さまの「実質的支配者」についてのご説明

法人の形態別にA~Dの順で該当する方が「実質的支配者」となります。

1 お客さまが **資本多数決法人**(株式会社、有限会社など)の場合



2 お客さまが **資本多数決法人以外**(合名・合資・合同会社、財団法人、学校法人など)の場合



注 AまたはBに該当し、50%を超える議決権または配当・分配を受ける権利を有する個人がいる場合は、その方(1名)のみが実質的支配者となります。 50%超 = 実質的支配者(1名)

実質的支配者とは

議決権の25%超を直接または間接*1に保有する等、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます*2。
 *1: 間接保有とは、「50%を超える議決権を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます。(下記の例を参照)
 *2: 病気などにより法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有しない、業務執行ができない個人は実質的支配者には該当しません。



別掲② 外国PEPs(外国の重要な地位にある方)について

01~08に該当する方が「外国のPEPs(外国の重要な地位にある方)」となります。

- 01. 外国の元首
- 02. 内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 03. 衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職
- 04. 最高裁判所の裁判官に相当する職
- 05. 特命全権大使・公使、特派大使、政府代表または全権委任に相当する職
- 06. 統合幕僚長・副長、陸上幕僚長・副長、海上幕僚長・副長、航空幕僚長・副長に相当する職
- 07. 中央銀行の役員
- 08. 予算について国会の議決を経て、または承認を経なければならない法人の役員